

同意書

飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「条例」という。）による私の任免、分限、懲戒等に必要があるときは、条例第5条、第6条、第7条、第8条の各号について官公署等に報告を求めることに同意します。

また、当該調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

※調査によって知りえた情報については、上記の目的に対する使用に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(あて先) 飯塚市長 片 峯 誠

○参考

(欠格条項)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 団員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6箇月以上長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(身分の喪失事由)

- (1) 死亡 (2) 所在不明 (3) 転居又は転勤等により飯塚市に居住していない、又は勤務していない
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(分限事由)

- (1) 勤務実績不良 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない
- (3) 定数又は組織の改廃等により過員を生じたとき
- (4) その職に必要な適格性を欠く場合

(懲戒事由)

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則違反
- (2) 職務上の義務違反、職務怠慢 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき

○飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第5条～第8条抜粋）

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 団員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6箇月以上長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

（身分の喪失）

第6条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 所在不明となったとき。
- (3) 転居又は転勤により第3条第1項第3号の条件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条第1号及び第2号に該当するに至ったとき。

（分限）

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 定数又は組織の改廃等により過員を生じたとき。
 - (4) その職に必要な適格性を欠く場合
- 2 団長は、前項の規定により、降任し、又はその職を免ずる場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（懲戒）

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 団長が前項の懲戒処分を行う場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。